

平成 2 9 年 第 3 回 臨時 会

# 飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 4 月 2 1 日 開 会

平成 2 9 年 4 月 2 1 日 閉 会

飯 島 町 議 会

平成29年第3回飯島町議会臨時会議事日程

平成29年4月21日 午前10時00分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 第1号議案 監査委員の選任について

日程第5 第2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第6 第3号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

1 町長あいさつ

1 開会宣言

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆            総 務 課 長 唐 澤 彰            企画政策課長 堀 越 康 寛            住民税務課長 大 島 朋 子            健康福祉課長 中 村 杏 子            産業振興課長 久 保 田 浩 克            建設水道課長 片 桐 雅 之            会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江</p>
<p>飯島町教育委員会            教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

## 本会議開会

開 会	平成29年4月21日 午前10時00分
議 長	<p>それでは、ただいまから平成29年第3回飯島町議会臨時会を開会いたします。議員各位におかれましては、慎重な御審議をいただくとともに円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをいたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。</p>
町 長	<p>おはようございます。臨時議会招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成29年4月11日付、飯島町告示第53号をもちまして平成29年第3回飯島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、季節柄御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ちょうど昨年4月14日と16日、震度7が二度観測された熊本地震から一年が経過いたしました。改めて震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心より御見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げる次第でございます。多くのとうとい命と住民の暮らしが犠牲となった震災を教訓として、防災・減災対策を改めて肝に銘じて備えを進めてまいりたいと思っております。</p> <p>さて、町内はちょうど春爛漫、もう桜の花も散り始めたところもございますけれども、これからは野山の木々も芽吹き、新緑の時期を迎えようとしているところでございます。町内各所で農作業にいそしむ町民の皆様の方々の姿を目にすることも多くなってきております。昨日は、三井金属鉱業の新入社員研修ということでですね、月曜日から3泊4日にわたって50名の方々が飯島町に泊まって、中川、飯島町において竹林整備、林道の側溝の整備、それと電柵設置と、こういうお仕事、重労働をしていただきました。その中で、地域の様子、また、なぜ山の手入れをしなければならないかということ、また新入社員への私からのお話ということで1時間ほどお話をさせていただきました。この大自然の中で彼らが非常に感動して帰られて、色紙も残していただきました。これがよければ3年は続くということでしてね、全国へ散らばっていく日本の有数の三井金属鉱業の新入社員の方々が訪れて印象深く帰られたということでございます。</p> <p>さて、この4月5日には、第2回臨時会を開催いたしまして、議会におきましても、正副議長初め各常任委員会等の構成が決まり、新体制でのスタートが切られたところでございます。議員各位におかれましても、それぞれの立場で御活躍されていることと思っております。このことに対しまして心から敬意を表するところでございます。</p> <p>さて、本臨時会に提案申し上げます案件は、人事案件1件、条例案件1件、補正予算案件1件の計3件でございます。人事案件につきましては、任期満了に伴います監査委員の選任について議会の同意をお願いするものでございます。条例案件につきましては、インターネット販売事業の実施に伴い出品者から管理・運営経費を手数料として徴収するため</p>

飯島町手数料徴収条例の一部改正を行うものでございます。補正予算につきましては、当初予算議決後に早急な取り組みが必要となった事業について補正予算を編成したものでございます。重要な案件でございますので、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会臨時会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により3番 久保島巖議員、4番 好村拓洋議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。本臨時会の会期につきましては、本日、本会議の開会に先立ち議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日1日限りとすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日1日限りとすることに決定しました。

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。議長から申し上げます。

最初に、平成29年3月定例会において議決された意見書の処理について報告します。子ども、障がい者等の医療費窓口無料化の早期実現を求める意見書、オスプレイの飛行訓練についての意見書、以上の2件につきましては、3月15日に衆参両院を初め関係機関へ送付しましたので報告をいたします。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第1号議案 飯島町監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。町の監査委員につきましては、地方自治法の規定により見識を有する者から1人選任することとされており、現在、橋場正芳氏が代表監査委員としてその任に当たっております。この橋場さんの任期が5月31日をもちまして満了となります。橋場監査委員には平成25年6月から4年間にわたり町の代表監査員としてお務めいただいたところでございます。監査業務を通じて行政、財政を初め町政全般について御指導賜ってまいりました。このことにつきまして心から深く感謝申し上げます。後任者につきましては、慎重に人選してまいったところですが、飯島町飯島2765番地31、羽生收一氏を人格、見識とも適任者と考え、監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づ

き選任の同意について御提案を申し上げるものでございます。羽生氏の経歴につきましては議案に添付いたしました経歴書のとおりでございます。なお、任期は同法第197条の規定により平成33年5月31日までの4年間でございます。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
この議案は討論を省略し、これより第1号議案 監査委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立をお願いします。  
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。  
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時11分  
再開 午前10時12分

議 長 再開いたします。ここで、ただいま任命に同意いたしました羽生収一さんからごあいさつをいただきます。

羽生収一君 皆様、こんにちは。ただいま、監査委員に選任をいただきました羽生でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。大変な身に余る大役を仰せつかり、責任の重大さを強く感じているところでございます。このお話を頂戴したときにですね、町の行財政について私は何も知らないと、未熟な私でよろしいかと思いつつお受けしたわけでございますが、今後4年間、自己研さんに励みまして、皆様方から与えられた監査員の立場を大事にいたしまして、飯島町の財務に関する事務が適正かつ公平に執行され、あわせて業務が効率的に進められているかどうかなどを監査して町のために尽くしてまいりたいと強く思うところでございます。そうは申しましても、私は新人で微力でございます。最後に皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。(一同拍手) どうもありがとうございました。

議 長 羽生さん、ありがとうございました。暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時14分  
再開 午前10時15分

議 長 会議を再開いたします。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。インターネット販売事業、楽天市場への出店開始に伴い楽天への手数料支払い等の運営等、管理経費につきまして手数料として出品者から徴収するために改正を行うものでございます。改正内容は飯島町手数料徴収条例第2条 手数料の種類及び金額等の53号の後に54号としてインターネット販売事業に関する手数料を加えるもので、具体的には販売額の100分の20に相当する額1円単位未満を切り上げた額を手数料とするものでございます。なお、お手元の資料2に代金、手数料との流れがありますのでごらんください。3月13日にオープンしました飯島町の楽天市場でございますけれども、まず商品を一般の購入する方が購入されたとします。商品の代金については仮に100円といたします。これを代金を楽天株式会社へ納めます。この納めた100円がそのまま翌々月、3月に販売いたしましたとしますと5月の末に町の会計のほうに納入されます。この100円につきましては歳計外に納入することにいたしております。このときに、あわせて楽天株式会社から運営手数料、販売によっては変動いたしますけれども約10%でございます。それから月額の手数料として、これは固定でありまして5万4,000円が同時に請求されてくる場所でございます。この歳計外に入りました100円でございますけれども、生産者には100円のうちの80円を翌月の末までにお支払いをするということになります。ですので、歳計外のほうには20円が残るということになります。100円を楽天から入金されたと同時に請求が来ますので、一般会計で計上させていただいております手数料から運営手数料として10%、それから月額の手数料として月額5万4,000円、こちらを一般会計から5月の末に支払うような形になります。歳計外に入りました売上げの20円、20%でありますけれども、こちらにつきましては、半年に一度、9月と3月になりますけれども、まとめて一般会計へ納入するという形になります。ですので、一般会計では別途手数料を計上させていただいておりますので、こちらに充当していくという形になるかと思っております。この20%の根拠でございますけれども、通常、道の駅等あるいは物販等で直売所で手数料としていただいている金額について15%でございます。楽天市場につきましては、楽天株式会社に固定経費として10%支払うということでありまして、これに15%をつけて25%という根拠もありますけれども、そうなりますと出品者の負担が大きくなるということでありまして、なるべくその直売所の15%に近づけるということで、今回は20%という手数料の基準にさせていただいております。運営手数料を10%楽天に納めますので、残りの10%の根拠でありますけれども、こちらは、この飯島町の楽天市場の運営管理業務、こちらを委託しておりますので、そういった経費、それから先ほどの月額の手数料、固定経費として5万4,000円かかりますので、そちらの経費、それから、ただ商品をネット上に掲載しただけではなかなか売れませんので、戦略的な経費として、例えばポイント制度のようなものがありますけれども、そういった戦略的な経費として投資をしていくということで、それをまとめ

て10%の経費ということで根拠にしてございます。そんなことで、手数料につきましては上部機関等へ協議をしまして、当町の手数料徴収条例では53号まではすべて金額で示した手数料になっております。パーセントによる手数料の表示につきまして上部機関と協議させていただいて、この100分の20という徴収条例の記載でいいということで了解を得ましたので、今回手数料条例の改正をさせていただくものでございます。細部につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長  
3番

提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

久保島議員

確認でお伺いをいたしたいと思います。上部団体のほうにパーセント提示のほうの手数料の兆候について問い合わせがあったということでございますが、そもそも町、行政サイドでですね、こういうインターネット販売というのは違法では——違法っておかしいですが、適切であるということの御確認があったということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

副町長

今回上部機関に問い合わせをした関係につきましては、この手数料条例の中の表記について照会をして了解を得たものでございます。町がですね、この楽天市場、日本で一番流通総額が大きいわけですから、こういったものに参加してインターネット販売をしていいかということにつきましては、上部機関には問い合わせしてございません。ただ、常々申し上げておりますように、あくまでも飯島町の魅力を発信することとともに、町のですね、いろいろな特産品を販売している皆さんの収益増を目指して始めたものでございます。当然軌道に乗りまして収益が上がってくれば、法人化をして別組織で事業展開をしていくことで申し上げておりますので、そういった段階が来るまでは町でしっかりと支援をしながら町の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

3番

久保島議員

それでは関連してお伺いをいたします。そうしますと、営業部でですね、利益——何ていうんですかね、が出てくるというようなことはないのかということが1点ですね。それから、もう1点は、町の事業としてですね、取り組むのであれば、楽天市場に対する10%の負担、それから経費分としての負担、これのところもですね、もう少し減免してですね、出店者が気軽に出品できるというような数値、例えば総額で10%ですとかというような戦略的なものというののもあってもよろしいかなと思ったんですが、その辺の検討はなされて、出店者のほうの御理解もいただいたということでの20%なのか、それもあわせてお伺いをいたします。

副町長

まず20%の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように直売所等の15%になるべく近づけたいということで設定したものでございまして、出店者の理解も得ながら決めてきたところでもあります。この準備段階に当たっては、出店する皆さんと十分協議をしながら進めてきております。なお、やはりこれ、商品を並べておくだけではですね、どの実店舗の場合もそうですけれども、販売、売り上げが伸びませんので、売り上げが伸びるようなやっぱり戦略的な投資をしていかなきゃいけないということでございます。ポイ



ントセール、買っていただくとポイントが10ポイントつくとか20ポイントつくとかいうような、そういった戦略的なですね、イベント等を開催する経費ということで、10%の中でやっていくということで出店者の皆さんにも御理解をいただいているところであります。この運営管理業務ですね、それと月額の手数料、こういったものもかなりかかってまいりますし、今申し上げました戦略的な経費もかなりかかってきますので、営業利益が出るというよりは、持ち出しのほうが——町のこの魅力を発信していくというPR経費のほうが多くなるというような見込みであります。当然売り上げ、どのぐらい売り上げれば利益が出るかという、その計算等も営業部のほうでしております、やっておりますけれども、なかなかその営業利益が出るまでは時間もかかるというようなことで考えております。

6番

浜田議員

今の話、ちょっと具体的な数字ベースがよくわからないんですけども、楽天への運営手数料が基本的には10%だとします。それ以外に月額手数料が5万4,000円ということであればですね、これが20%になるために10%だというふうに考えると、月額の販売金額が54万円になったときに、ほかのイベントの推進費用が出ないけれどもプラスマイナスゼロかなというふうに、私この表を見て理解したんですけども、そういう理解でよろしいのかということが1点とですね、もう一つは、今のお話も含めて、町の戦略的な費用になるということは、基本的には町の持ち出しだという前提でこの計画が進んでいるのかということ、この2点お聞きしたいと思います。

副町長

月額手数料ですので、5万4,000円ですので、60万8,000ですかね、64万8,000、これが固定経費として年間払う金額になります。それ以外に、管理運営業務ということで一般会計にも計上させていただいておりますけれども、約130万ありますので、大体200万は固定経費でかかるということでございます。ですので、これを10%で売り上げで割っていきますと、単純に計算しても2,000万円は売り上げていかないとプラスにはなっていないというところがありますので、計算もしておりますけれども、なかなかすぐには、そういった大きく売り上げが伸びていかないということで、先ほど申し上げました戦略的な経費にかなりの部分を投資していかなくやならないということで、2,000万円では——なかなか売り上げが2,000万円では、そういった経費も充てられないということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。基本的には、町が今までいろんな特産品をですね、いろいろな流通経路で販売してきた経過もありますけれども、その販売ルート等がきちんと確立できなかったということがありますので、インターネット販売を通じて町の魅力を発信していきたいというのがこの事業の基本でございます。

議長

ほかに質疑はありませんか。

9番

坂本議員

現状をお尋ねしたいんですが、現在の段階で、この楽天の商品を出してる品数、人数とか品数とかは、どの程度の状況になっているんでしょうか。

副町長

現在の商品ですけども、一応18品目というところでございます。無農薬のお米ですとかリンゴジュース、それからアルプスサーモン、馬刺し、フルーツ、そういったものを含めて18品目ということでありますけれども、これから農産物も出てまいりますので、将来

——今年度中には70品目を目標にやっているところでございます。それから、出店者の関係でありますけれども、まだまだ少ないわけですけれども、年度中には30団体、個人ということで参加をしていただくように今働きかけをしているところでございます。

議長 ほかには質疑はありませんか。

1番

本多議員 基本的なことを聞きたいんですけども、消費税の関係なんですけど、楽天市場の商品代金については消費税込みかどうか、それから手数料については消費税を抜いた数字で計算するのか、この2つをお願いします。

副町長 消費税につきましては消費税込みの代金という形になります。手数料については、手数料の消費税につきましては、売り上げにもよってくるかと思えますけれども、消費税の支払い団体に現在のところはなっておりませんけれども、1,000万を超えれば当然なってきますので、その地点で対応してまいりたいと思います。

議長 ほかには質疑はありませんか。

5番

橋場議員 ○○○の販売経路が今まで余りはかばかしくなかったということで、この楽天市場に期待をしてるっていうのはよくわかるんですが、この持ち出し部分については、いろんな企画がこれからも出てくると思うんですね、その中で、この持ち出し部分を永遠と続けていくことはないと思うんですけども、その辺は、何年でとか、そういうめどはつけてやっておられるんでしょうか。

副町長 できるだけ早い時期にですね、独立していくということで考えておりますけど、今のところはですね、3年くらいをめどにできれば法人化をしていきたいというふうに考えております。

議長 ほかには質疑はありませんか。

11番

中村議員 この資料の2、図を見てなんですけれども、ちょっとわからない点がありますのでお聞きいたします。③の手数料の支払うアの運営手数料「売り上げによって変動 約9～10%」とあるんですが、これはどういうタイミングで楽天のほうに払っていくのかというのと、今度、飯島町のほうでは、手数料の売り上げの20%を9月と3月に一般会計に入れるというふうにあるんですが、実質はこの手数料の20%のうち9～10%を楽天のほうに戻すというのか、払うというふうになるのか、そうすると実質は、町は10%という考え方でいいのか、ちょっとその2点、ちょっとよく私理解できないんですけども、その辺の御説明をお願いします。

副町長 商品を購入していただいて代金が楽天に入ってから、翌々月に町のほうに100円としますと100円が入ってまいります。そのうちの10%が運営手数料ということで楽天に支払う必要が出てまいりますけれども、これは、この歳計外に入った100円の生産者に回る80円を引いた20円から払うのではなくてですね、その入金があった段階で請求がすぐ来ますので、その時点で支払わなければなりませんので、一般会計でその手数料分については今計上させていただいております。ですので、一般会計から払うという形になります。なお、

同時に月額固定であります手数料5万4,000円の請求も来ますので、それも一般会計からお支払いするということであります。ですので、歳計外に出品者の支払いを除いた20%、20円が残るわけですが、その20円は6カ月ごとに一般会計のほうに繰り入れていくということになります。

議長 ほかには質疑はありませんか。

7番

竹沢議員

私も、この楽天のですね、ところに商品を売るということでメンバー参加しておりますけど、基本的なことでお伺いしますが、町長の3つのチャレンジの中の儲かる飯島町ね、ということでこれは行う事業なんですけども、町のほうでは、この資金の流れからいくと、ちょっとね、持ち出しになっちゃってもうからないのかなあと思うんです。生産者のほうもですね、20%の手数料、それから、商品によっては、その包装する包装費をですね、それから各注文あった方へ宅配で送りますので、その郵送料ですね、それから、その生産物を生産するためのコストなどかかちまして、それで、考えて販売価格を自分で決めてですね、売るところということの仕組みなわけなんですけども、基本的に生産者の方、商品を製造しとる方がもうかる飯島町なのか、そのポイント、どこがもうかるんでしょうか。

町長

飯島町が楽天市場に出店したということがですね、結構あちらこちらで注目的になっていると、まずは宣伝効果甚大であったということでございます。そのインパクトにおいて、地方事務所、長野県でもですね、この楽天出店はどうかという情報は常に聞かれます。そういったことで注目のところかなというふうに思っております。今の流通を考えたときにですね、実店舗販売という流通形態が非常に少なくなっていると、流通の大きな部分をインターネット販売が占めてきていると、そういったことの一つが弊害のあらわれでヤマト運輸等の輸送会社の運賃の見直し等が出てきておるわけでございまして、消費者と生産者を結ぶ一つの手段として、インターネット販売というのはこれからは欠かせない時代になってくると、このように考えるところでございます。ですから、そのための準備というかですね、試験的、ああ、こんなものかなっていうことを実感してもらうには、飯島町の実産者にとって、農業を問わず、工業関係の実産者にとって、それを実感するにいい機会かなというふうに思っております。飯島町営業部自体がある意味利益を出して、それをたまるほどの利益はないと思っております。利益が出たら、やっぱし、それはですね、広告宣伝費に使わなければならない、インターネットの世界は、やはり広告宣伝量によって売上げが正比例してまいります。ですから、そういう動きを欠かさずやらなきゃならないし、バレンタイン、母の日、父の日ごとに、そういった企画をしなければならない、それが当然の流通の仕掛けなんです。ですから、今までそういう仕掛けもなしに黙って商品売れるのを待っていたという時代ではなくて、そういうことごとに応じてですね、自分の商品をアピールする、しなければならない、そういう今の時代の商品の流れはどのように流れるのかということも勉強するいい機会ではないかなというふうに思っております。どこがもうかるかといえば、もちろん地域の生産者が今後もうけてもらいたいし、楽天市場でぐっと成績をもって手応えがあればですね、自分で立ち上げてほしいんです。そういうことで、全体として飯島町営業部というものが楽天市場の中で見込めてくれば自立していく、今

やってる担当の協力隊員がいますけれども、それに加えていろいろのスタッフをそろえた中で、自分では出せれないけれども、みんなでまとまってなら出せるよという方々が集合して、自立してインターネット通販のほうへお店を構えるということの体制がとれることをめどに今進めておるところでございます。ということで、よろしいでしょうか。

議 長  
8 番  
折山議員

ほかに質疑ありませんか。

ちょっと、いろんな方の質問をお聞きしていて基本的な部分の確認なんですけど、これ町長が肝いりの産業振興の一つの政策だというふうに受けておられますが、それでいいかどうか。それから、このサイクルを描いたこの図でいくと、飯島町として、この行政として一番好ましくは、最低でもこの歳計外から一般会計へ受けて、その費用で楽天へまた必要な経費を納めていく、また歳計外へたまったお金でっていう、これがゼロになっていくだけだと、事務、いわゆる職員の人件費はここには出てこない、ですから、職員の人件費も含めて今後一般会計の中へ計上される同額が販売手数料そのほかで入り、歳計外から受け入れる、だから一般会計への真水のお金を持ち出さなくて循環が始まる時がこの事業が一番最低の目標とすべきところであって、究極的にはですね、この事業で物が売れて、出店者ももうかる、大きな手数料が入ってきて町も潤うっていうのが望ましいと思うんですが、先ほどの3年後には法人化を見据えるといったら、最低でもその人件費までを捻出できるような販売実績がないと厳しいと思います。これは町長の肝いりで始められて、そこまでの展望をしっかり持てて20%を決めて入っていく事業なのか、とりあえず始めてみて、様子を見ながら、ここらへんの率を動かしていこうとしてるのか、あるいは、これは政策だから真水を突っ込んでもいいから販売実績を上げる、その延長線上で飯島町の名前が全国に知れるっていったようなところを狙っているのか、この戦略の基本は、あるいは到達点をどこに置いているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

町 長

10%、楽天への経費的——計上の経費が10%、ざっくりほかのものが10%、これは広告宣伝に使うということでございます。基本的にはですね、この売り上げに対する10%の宣伝公費っていうのは、基本的に少ないです。2倍も3倍も少ないと思います。私どもの経験でいきますとですね。やはり10%程度の広告宣伝費では、そうは売れないなという感じなんです。その中で、当初、始めたばかりですから、3年ぐらいいはですね、先ほどのどれに属するかといわれれば、ときに10%で様子を見なければならぬなと思ってます。それで、新しく立ち上げるときには、やはり合意の中でですね、それを合同の会社の中へ、2割3割あるいは半分を納めて、後は純利益を貰うと、こういう感じになるんじゃないかなと思います。立ち上げるときは、予想ですけども、もう少し手数料が上がってくるかなと、そうしないと自立できてこないというふうに思ってます。今は10%で、多少持ち出しの中で行政がやっていくと思われましても、企画のたびにね、それはいつまでもやとれる部分じゃありませんから、10%でときに様子見て、企画を打ちながら、どの程度の反応があるかというのを見ながら、またその次の段階に進むんじゃないかなというふうに思っております。最終的に3年はめどつけてますけれども、その後立ち上げる創造的なものは、もう少し手数料が上がってくると、そうでなければ自立はできないと思っています。

議 長 ほかに質疑ありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第2号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第3号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
議会議務局長 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 第3号議案、平成29年度飯島町一般会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、予算の総額46億5,100万円と変わらず、歳出内容の補正をするものであります。したがって、歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、海洋センター費において指導者養成と小型船舶操縦士の講習受講に伴う経費として必要な補正を計上いたしました。細部につきましては担当課長から、それぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

企画政策課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。  
6番 浜田議員 現在は常勤指導員1名ということだったんですけど、いつから1名となっているのか御説明ください。

教育次長 この4月の人事異動によりまして内部のほうで1名という状況になりましたので、それで1名ということでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。  
11番 中村議員 異動があつて、資格を取っても、指導員の資格を取っても異動で各課に異動してしまうということがあるんですが、町全体の職員の中でこの指導員を取得しているのは何人いるのかお聞きします。

教育次長 今現在、指導員の数ですと10名の人数ということになっております。そのうち1名が現在常勤の指導員という形になってございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

議	長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
議	長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第3号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	以上で本日の日程は全部終了しましたので、町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町	長	議会臨時会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日御提案申し上げました監査委員の選任案件、条例の一部改正案件及び平成29年度一般会計補正予算案件の3議案につきましては、議員の皆様方の慎重な御審議の上、全会一致で原案のとおり可決、決定をいただき、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げる次第でございます。平成29年度がスタートしてまだ1月足らずではありますが、気持ちを新たに町長以下職員が一丸となって緑と人と緑輝くふれあいの町、みんなが安心して暮らせる豊かな町の実現に向かって慎重かつ全力で取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様方には町の発展のため一層の御活躍を心からお祈り申し上げまして、臨時会閉会のごあいさつといたします。本日は、まことにありがとうございました。
議	長	以上をもって、平成29年第3回飯島町議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでした。
閉	会	午前10時57分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員